有給義務化に残業規制? 何からどんな対策をすればいい?

つくる社会保険労務士法人 井上幹世

中小企業の 働き方改革とICT活用

ルーティン作業に手を取られて、 企画が全然すすまない!

>>answer

(株) RPAテクノロジーズ

RPA活用がもたらす 新たな業務環境

> 外回り終了! あとは日報と報告書の ためだけに帰社。正直面倒だなあ。

(株)アイティエス

Kintoneによる業務改善・ OAサポートのご紹介

限られた時間でも最高の パフォーマンスを発揮したい!

>>answer

(有)カボスメディアワークス 田邉元裕

富士宮・ 富士地区で最も残業しない WEB・IT企業の秘密







6/18

13:30 - 16:00

富士宮市商工会議所

6/20

13:30 - 16:00

富士市文化会館ロゼシアター

共催

株式会社 アイティエス 有限会社 カボスメディアワークス

協力

つくる社会保険労務士法人 RPAテクノロジーズ株式会社



## 中小企業ならではの 働き方改革の実現にむけて。



この4月から「働き方改革関連法」の施行がスタートしました。2020年度からは中小企業にも「時間外労働時間の上限規制」が罰則付きで導入されます。経営者の皆さまは、より短い時間・少ない人数で業務を行うためのさまざまな工夫を試みておられるでしょう。

今回のセミナーでは、社労士による法改正の内容解説で貴社にどのような影響があるのか、どんな取り組みが必要かを考えます。さらに「スキマ時間の活用」や「定型業務の削減・自動化」「営業の効率化」を実現する、ICT導入の実例とコツをご紹介。労働時間を削減し、生産性を維持する《働き方改革時代》の新しいワークススタイルをご提案します。

#### ●働き方改革関連法 施行スケジュール

	開始年度	内 容	
全企業	2019	5日間の有給休暇取得の義務化 勤務間インターバル制度の努力義務 3ヶ月のフレックスタイム制が可能に 高度プロフェッショナル制度 事業主の労働時間把握義務 産業医の機能を強化	
中小企業	2020 2021 2023	残業時間の罰則付きの上限規制 同一労働・同一賃金の原則の適用 割増賃金率の中小企業猶予処置廃止	



受講無料

### 働き方改革に向けた ICT活用セミナー

●お問合せはこちらまで

株式会社 アイティエス サービス開発事業部 ※「働き方セミナーについて」とお伝えください。

055-977-5151

MAIL cstm\_support@itsg.co.jp

## 富士宮 —

2019.6.18⊛

13:30~16:00 ※ 開場13:00

富士宮商工会議所 大会議室

静岡県富士宮市豊町18-5

駐車場 無料

#### 富士 ——

□時 2019.6.20 ⊛

13:30~16:00 ※ 開場13:00

会場 ロゼシアター

第3会議室

駐車場 無料

下の表にご記入のうえ、 FAXでお申し込みください。

送信先

055-977-5142

# 参加会場は

富士宮

□富士

ご希望の会場に √をお願いします

費社名	TEL	
	FAX	
ご参加者氏名	所属・役職	
ご参加者氏名	所属-役職	

#### 注意事項

- ▶ 個人情報の取り扱いにあたっては、法令および社内規定に準拠し、細心の 注意をもって行動いたします。
- ▶ 一社につき2名様までご参加いただけます。
- ▶ 定員は富士会場60名、富士宮会場40名です。満席となりしだいお申込は 締切いたします。
- ▶ セミナー内容に関しては予告なく変更となる場合がございます。
- ▶ 開催日時の変更もしくは中止の場合は、主催者よりご連絡いたします。

受付完了後、左の受付印欄に 捺印して、FAXにてご返送します。 当日は返信 FAXをご持参ください。

受 付 印